

岡山市水道局修繕対応事業者登録要綱を次のように定める。

平成29年12月26日

岡山市水道事業管理者

今川 眞

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市水道局（以下「局」という。）が給水装置の修繕工事（以下「修繕工事」という。）を行う工事事業者に関する事業内容をお客様に情報提供することにより、お客様の利便性向上及び適正な修繕工事の施行を図るため、あらかじめ岡山市水道局修繕対応事業者（以下「修繕対応事業者」という。）の事業者情報を登録することについて必要な事項を定める。

(修繕工事の範囲)

第2条 修繕工事の対象範囲は、道路境界から下流側とする。

(修繕工事の費用)

第3条 修繕工事に必要となる費用の額は、お客様と修繕対応事業者との間で決定するものとする。

(登録の要件)

第4条 修繕対応事業者は、次の各号の全てを満たす修繕工事事業者とする。

- (1) 岡山市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年市水道局管理規程第2号。以下「事業者規程」という。）第5条の規定に基づく岡山市水道局指定給水装置工事事業者として指定を受けていること。
- (2) 事業者規程第7条第3項に規定する事業の休止中又は同規程第8条に規定する指定の停止中でないこと。
- (3) 営業時間及び休業日を定めていること。
- (4) 修繕工事受付及び施工対応地域を定めていること。

(登録の申込み)

第5条 登録を希望する修繕工事事業者は、岡山市水道局修繕対応事業者登録申込書（第1号様式。以下「登録申込書」という。）を岡山市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

（名簿への登録等）

第6条 管理者は、登録申込書を提出した修繕工事事業者が第4条の要件を全て満たしていると認めるときは、当該修繕工事事業者を岡山市水道局修繕対応事業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録し、局ホームページに掲載する等して一般の閲覧に供するものとする。

（修繕対応事業者の責務）

第7条 修繕対応事業者は次の各号の責務を負う。

(1) 修繕工事の施行に当たり、水道法（昭和32年法律第177号）、岡山市水道条例（昭和33年市条例第28号）、事業者規程その他の関係法令等を遵守すること。

(2) お客様に出張費及び工事費用の概算見積金額を提示すること。

(3) 修繕工事着手前に、お客様に対し、次の事項について明確かつ平易に説明すること。

ア 掘削調査等が必要な場合の費用

イ 施工方法、使用材料、施工時間等

ウ 見積の内容

エ 修理証明書等の書類発行手数料

(4) 取引における公正を確保するとともに、修繕工事等の契約内容を明確に書面により提示すること。

(5) お客様からの問い合わせに対し、迅速かつ適切に対応すること。

（報告の徴収）

第8条 管理者は、必要があるときは、修繕対応事業者に対し、工事の内容、工事代金等について報告を求めることができるものとする。

（登録内容の変更）

第9条 修繕対応事業者は、登録名簿の登録内容に変更があるときは、速やかに岡山市水道局修繕対応事業者登録変更届出書（第2号様式。以下「登録変更届出書」という。）を管理者に提出しなければならない。ただし、事業所の名称又は所在地の変更について

は、事業者規程第7条による届出をもって登録変更届出書に代えることができる。

2 管理者は、修繕対応事業者から登録変更届出書を受け取ったときは、登録名簿の登録内容の変更を行うものとする。

(登録の取下げ)

第10条 修繕対応事業者が登録の取下げを希望するときは、速やかに岡山市水道局修繕対応事業者登録取下げ届出書(第3号様式。以下「登録取下げ届出書」という。)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、修繕対応事業者から登録取下げ届出書の提出を受け取ったときは、当該修繕対応事業者を登録名簿から抹消するものとする。

(登録の抹消)

第11条 管理者は、修繕対応事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該修繕対応事業者を登録名簿から抹消することができる。

(1) 第4条に規定する登録要件のいずれかを満たさなくなったとき。

(2) 第7条に規定する修繕対応事業者の責務を果たさなかったと認められるとき。

(3) 第8条に規定する報告の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき又は虚偽の報告を行ったとき。

(4) 局から連絡が取れず、事業内容を把握できないと管理者が判断したとき。

(5) その他修繕対応事業者としてふさわしくない事実が確認されたとき。

2 管理者は、前項の規定により修繕対応事業者を登録名簿から抹消したときは、速やかに岡山市水道局修繕対応事業者登録抹消通知書(第4号様式)により当該修繕対応事業者に対し通知するものとする。

(局ホームページの掲載中止)

第12条 管理者は、修繕対応事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該修繕対応事業者の局ホームページの掲載を中止する。

(1) 前条第1項の規定により登録の抹消をされたとき。

(2) 登録名簿に登録されている電話番号で連絡が取れないとき。

(登録抹消後の再登録)

第13条 登録を抹消された修繕工事事業者が再登録を希望するときは、第5条に規定す

る登録の申込みを行うものとする。ただし、第11条第1項の規定により登録を抹消された修繕工事業者は、本登録抹消の理由に係る事実が解消されたときに限り、再登録の申込みを行うことができるものとする。

2 管理者は、前項の規定による再登録の申込みを受けたときは、第6条の規定を準用して名簿への登録等を行うものとする。

(登録名簿の登録の更新)

第14条 管理者は、毎月10日までに受け付けた登録申込書、登録変更届出書及び登録取下げ届出書並びに毎月10日までに決定した登録抹消に伴う登録名簿の登録内容の変更を、翌月1日（翌月1日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後最初の休日、日曜日、土曜日又は1月2日、1月3日でない日）までに行い、局ホームページの掲載を変更するものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

第2号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

岡山市水道局修繕対応事業者登録変更届出書

岡山市水道事業管理者 様

指 定 番 号 第 号

氏名又は名称

住 所

代表者氏名 ⑩

電 話 番 号

岡山市水道局修繕対応事業者登録要綱第9条の規定に基づき、登録内容を変更したいので、次のとおり届け出ます。

1 変更事項及び内容

2 変更年月日

平成 年 月 日

第3号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

岡山市水道局修繕対応事業者登録取下げ届出書

岡山市水道事業管理者 様

指 定 番 号 第 号

氏名又は名称

住 所

代表者氏名 ㊟

電 話 番 号

岡山市水道局修繕対応事業者登録要綱第10条の規定に基づき、登録の取下げをしたいので、次のとおり届け出ます。

1 取下げ理由

2 取下げ年月日

平成 年 月 日

